

審判部会議(総会) 松原体制3年目がスタート

松原体制、3年目のスタートとなる令和5年度一般社団法人大和市野球連盟審判部会議(出席者14名)は1月29日、大和スポーツセンター会議室で開催。青木議長の進行の下、令和4年度の事業報告・決算報告が承認された。令和5年度は本体の一般社団法人大和市野球連盟の審判部として、新たな体制で事業を行っていくことから役員は、審判部長に松原悟、副審判長(技術担当)江崎英俊、副審判部長(配置担当・会計補佐)田代光正の3名で運営していく。

また、例年行われていた、審判部の表彰については、本体の表彰委員会で検討されることになった。



[上=審判部会議の様相]

審判部役員会

令和5年度一般社団法人大和市野球連盟審判部、最初の役員会が1月8日、大和市生涯学習センター会議室で行われ、1月29日に開催される審判部会議(従来の総会)に向け、4年度の事業報告、決算報告、令和5年度の事業計画案等について検討された。

5年度から審判の会計は本体の法人の会計に集約されるための課題も検討された。[左=役員会の様相]



一般社団法人大和市野球連盟令和5年度スタート

監査(事業・会計)

一般社団法人大和市野球連盟の令和4年度監査(事業・会計)が1月7日、渋谷学習センター会議室で行われた。

監査は、一般社団法人全体の事業監査及び会計監査のほか、審判部、育成部の監査も行われた。

専門部長会

同日、同会場で、専門部長会が開催され、監査の指摘をうけ、5年度は事業ごとに収支報告書とともに事業報告書を作成することなどを決めた。

通常理事会

一般社団法人大和市野球連盟の令和5年度第1回通常理事会(理事長:清水健二)が1月13日、大和スポーツセンター2階会議室で行われ、令和5年度の一般社団法人大和市野球連盟の基本計画全般を審議した。

全日本軟式野球連盟 各種規程・ルールの変更

全軟連発第335号を記載します

◆連盟規程の改訂

①第6条の少年、学童のチーム編成について、隣接都道府県のチームに所属している選手は「全大会登録者の1/3以内」の大会出場を設けていたが、過疎地域や女子チームが存在しないなどの地域性を理由に選手が不利益を被ることを回避するために「全大会登録者の1/3以内」の制限を撤廃した。(令和4年4月8日より適用)

②第10条の会員の登録について、「年度内や選手等の異動を原則禁止とする。ただし、転居及びその他考慮すべき特別な理由を有する場合はこの限りでない」とし、特別な理由(ハ

MondayHotNews

ラスメント被害等)と支部長が判断すれば、選手の年度内異動を認めることとした。(令和4年7月11日付全軟連発第211号にて通達済み)

◆連盟規程細則の改訂

①チーム編成の上限を一般、少年、学童ともに20名以内から25名以内に変更する。

②ユニフォームにキャプテンマーク「Cマーク」をユニフォームシャツの右袖もしくは前面に付けることを認める

③協賛社ロゴ、企業名を付ける品目は、

ユニフォーム上下、帽子に加え、ヘルメットを追加する。(令和4年4月8日より適用)

④捕手(審判員含む)用マスクは、JSBBマーク・SG基準合格品の着用が2022年度より義務付けとなったが、コロナ禍による原材料不足で製品が十分に流通していないため、現状義務付けを緩和している。今後の状況を見て改めて検討する。

◆連盟競技者規程及び競技者規定細則について

①アマチュア復帰の改訂について、支配下登録歴のない育成契約選手はアマチュア復帰申請を不要とし、復帰申請は支配下登録選手のみとする。提出書類は、申請書と円満退団証明書(2つ)とし、履歴書と支部長

[裏面に続く]

守りたい食生活の六カ条

健康づくりのポイントは食事の正しい管理。貴方の食生活はいかが？

- ①間食をやめる 食事と食事の間に、お菓子や飲み物を取りすぎ、胃を酷使しないこと。
- ②食べ過ぎに注意 食べ過ぎは肥満のもと。一日の食事は規則正しく、栄養のバランスを考えた食生活を。
- ③食事の飲物はほどほどに 食事をしながら汁物、お茶、ビールなどをたくさん飲むと、胃液がうすくなり、消化の働きが弱まるのでひかえめに。
- ④適副食を先に、主食は後で 副食を先に食べてから主食を食べるようにすると、米飯のとりすぎを防ぎ糖尿病や動脈硬化症の予防や治療に役立ちます。
- ⑤寝る前の夜食は、肥満や胃病の原因!! 穀類は食べてから2時間半、タンパク質は3時間、脂肪は3時間半、胃の中に残ります。食事は遅くとも就寝時間の3時間位前に。
- ⑥ゆっくり食べる よくかまないと胃の負担が大、食事はゆっくりと。

健康の知恵

カボチャの クリームシチュー

作り方

①鶏もも肉は一口大に切る。ジャガイモは皮をむき1/4に切る。ニンジンも皮をむき乱切り。玉ねぎは適当な大きさに切る。カボチャ2cm角に切る。②鍋に油をひき、カボチャ以外の①を炒め、鶏肉に火が通ったら水を加える。中火で15分程度ニンジンが柔らかくなるまで煮る。③カボチャを加え5分程度加熱し、シチューの素、牛乳を加えて5分煮込む。④ご飯にケチャップとコンソメを加えて混ぜ合わせ、カボチャの形を作り、顔の模様を作った海苔を貼る。⑤お皿に③④と盛り付けて出来上がり。

(2人前)

- 鶏もも肉……………1枚
- ジャガイモ……………1個
- カボチャ……………1/4個
- 水……………700ml
- ご飯……………適量
- ケチャップ・コンソメ…適量
- 玉ねぎ……………1個
- ニンジン……………1/2本
- 牛乳……………100ml
- シチューの素……………1/2箱
- 海苔……………適量

一般社団法人大和市野球連盟定時総会

一般社団法人大和市野球連盟の令和5年度定時社員総会が1月29日、大和スポーツセンター2階会議室で行われた。
 一昨年の1月4日、横浜地方務局湘南支局に設立登記申請を行いスタートした一般社団法人大和市野球連盟は1期目(2年間)を終え、2期目(3年目)の定時社員総会は、社員総数35名のうち24名の出席(委任状6名)で行われ、定款第15条に従い、議長に清水代表理事、議長の指名で書記に関口理事、議事録署名人に長島理事、演理事が選出された。令和4年度総務部事業報告を関口総務部長が、財務部事業報告を石井財務部長が、事業部事業報告を長島事業部長が、育成部事業報告を濱育成部長が、審判部事業報告を松原審判部長が、会計報告を石井財務部長が、監査報告を保田監事がそれぞれ報告し承認を得た。令和5年度の役員及び理事等の改選、事業計画案、育成部事業計画案、審判部事業計画案、予算案、定款の変更も可決され、5年度がスタートした。

[右=開会のあいさつをする藤代会長 下=定時総会の模様]



理事会

新理事による一般社団法人大和市野球連盟令和5年度理事会(理事長：清水健二)が総会終了後行われた。当面の事業である加盟団体登録(チーム登録)の受付、審判講習会や総合開幕式などを各部門が具体的な準備をすることを確認した。



一般社団法人大和市野球連盟 令和5年度 主な事業

- 1月29日 一般社団法人大和市野球連盟 令和4年度定時社員総会
- 3月26日～ 令和5年度大和市野球連盟選手権大会兼第55回大和市民総合スポーツ選手権大会
- 6月24日～ 天皇賜杯第78回全日本軟式野球大会神奈川県予選第11回大和市長杯争奪軟式野球大会
- 10月14日～ 第30回大和市野球選手権大会・第30回大和市内高等学校交流大会

[表面からの続き]

意見書は不要とする。またアマチュア復帰した選手の登録は1チーム2名から5名に増やすこととする。(令和4年9月1日付け全軟連発255号にて通達済み)。

- ② 中学部活動地域移行の観点から、指導者が金銭に等しい報酬を受けることを許可する。
- ③ 職業野球競技者(現役プロ選手)からの指導等に全軟連承認を得ることを不要とする。

◆競技に関する連盟特別規則

- ① 全日本シニア大会および日本スポーツマスターズ大会の延長戦について、直ちにタイムレック方式に入ることとする。
- ② 全軟連が主催する大会においては、指名打者ルールを使用できるとする。なお、少年・学童部は、中体連、スポーツ少年団と協議の上、今後導入を検討する。
- ③ 少年・学童部における特別継続試合の打球数は、元の試合で投じた球数を引き継ぎ残りの球数のみ、試合時間についても残りの試合時間のみで行うものとする。
- ④ 学童部(女子含む)の試合では、野球規則9.02(ℓ)【原注】は適用せず、負傷治療に要した時間は試合時間に算入しないこととする。

2月スケジュール

- 5日 加盟団体登録受付 大和スポーツセンター
- 5日 表彰委員会 大和スポーツセンター
- 5日 育成部卒業駅伝 大和スタジアム
- 11日 スポーツ人の集い シリウス
- 11・12日 県連中堅審判講習会 厚木玉川球場
- 18・19日 県連定時総会 箱根湯本
- 26日 北相地区審判講習会 愛川田代球場

3月スケジュール

- 5日 市内審判講習会 大和スタジアム
- 12日 市内審判講習会 大和スタジアム
- 19日 市内審判講習会 大和スタジアム
- 25日 県央ブロック予選 大和スタジアム
- 26日 総合開幕式 大和スタジアム・下福田

MondayHotNews

用具・装具に関する事項

- ① 投手のサングラスの使用を認める。ただし、ミラーレンズは除く。
- ② 野手がサングラス庇の上に乗せることを認める。
- ③ 保護員の商標表示について、手袋、リストバンド、サポーター等の商標表示は、1箇所ですべて大きさ14㎝以下、色の制限はない。アームスリーブの商標表示は1箇所ですべて14㎝以下、野手は色の制限はなく片袖のみの着用でも可。投手は、アンダーシャツと同色で、両袖着用とする。

【指名打者制に関する参考資料】

指名打者の取り扱い

- 1. 指名打者の基本的事項
 - ① 投手に代わって指名打者を指名することができる。チームの任意で指名するかしないかを定めることができる。
 - ② 試合開始前に指名打者を指名しなかった場合は、その試合で指名打者を使うことはできない(指名打者の打順は変更できない)。
 - ③ 指名打者は相手チームの先発投手に対して、少なくとも一度は打撃を完了しなければ交代できない。ただし、その先発投手が交代したときは、その必要はない。
 - ④ 指名打者に代わって代打者を使ってもよい。その代打者は、以後指名打者となる。

⑤ 指名打者に代わって代走者を使ってもよい。その代走者は、以後指名打者となる。指名打者が代走者になることはできない。

- 2. 指名打者が消滅する基準
 - ① 指名打者が守備位置についてした場合。
 - ② 投手が他の守備位置についてした場合。
 - ③ 代打者または代走者が投手となった場合。
 - ④ 投手が指名打者に代わって打撃をするか、走者になった場合。
 - ⑤ 他のプレーヤーが投手になった場合。
- 3. 指名打者ルールが消滅した選手の交代例

- ① 指名打者が守備についてした場合(複数の野手が同時に交代)
 - 投手は代わった野手の打順に入る。複数の野手が代わった場合、投手はどちらかの打順を選択することができる。
- ② 投手が守備についてした場合(複数の多量が同時に交代)
 - 投手は指名打者の打順に入るか代わった野手の打順に入るか選択できる。
- ③ 指名打者が一度も打席に立たない場合(相手の先発投手は交代していない)
 - 投手が守備位置についてたり、他の野手が投手になったりして指名打者ルールが消滅した場合、規則5.11(2)は適用されなくなり、その指名打者は交代することができる。

月曜会

3月26日から

LINE・Mailで開催

スポーツ用品のご用命は275-5082
 ゴマルヤニ

五丸屋スポーツ

大和市南林間6-4-26

TEL 275-5082

FAX 275-8475